

津田塾大学において教員免許状の取得を希望する皆様へ ～「こども性暴力防止法」の施行に伴う教育実習等に関するお知らせ～

2024年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」（※）という。）が成立しました。

この法律の施行日（2026年12月25日）以降、教員免許状取得のための教育実習等の前に、実習先等からこども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。同手続きで当該前科が確認された学生は、教育実習等を行うことができないため、教員免許状の取得ができないこととなります。

これに伴い、本学では教育実習等を実施する学生の皆様を対象に、犯罪事実確認等への同意や特定性犯罪事実該当者でない旨の誓約に関する書類を提出いただく予定です。

なお、本学教職課程の履修や教員免許の取得要件は、学科の卒業要件とは別に定められているため、教員免許を取得できない場合であっても、学科の卒業要件を満たしていれば、卒業に影響するものではありません。

また、既に一種免許状をお持ちで、大学院にて専修免許状の取得のみを目指される方（本学で教育実習等を行わない方）におかれましても、将来の教員就職の際には本制度の対象となりますので、制度の詳細についてはこども家庭庁ウェブサイト等をご確認ください。

本学入学後教職課程を履修し、教員免許状の取得を希望される方は、上記の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願（入学）等をご検討ください。

※「こども性暴力防止法」詳細（こども家庭庁Webサイト）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

津田塾大学教職課程委員会